

文部科学省における研究費不正に関する取組

背景と基本的な考え方

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月文部科学大臣決定)を制定し、研究費不正使用の防止のための取組を推進。
- 一方、平成23年8月に実施した調査において、約50機関で不適切な経理の事案が報告されるなど、依然として一部の研究者、研究機関で抜本的な改善が見られない。
- このため、従来の取組に加え、平成24年度から以下の取組を新たに展開。

I. 研究機関に対する取組の主体的改善・充実の促進【平成24年度実施】

■ ガイドラインの実施等に関する履行状況調査の実施

【目的】

- ・ 公的研究費の管理・監査体制の主体的改善・充実を一層促進。
- ・ 必要に応じて、改善指導及び段階的な是正措置等の発動も視野。

【調査対象】

- ・ 平成24年度は、一斉調査結果で「不適切な経理・有」と報告のあった約50機関を対象。
- ・ 次年度以降は、有識者会議の意見を踏まえつつ、その他の機関についても対象予定。

【調査体制・方法等】

- ・ 外部有識者の参画を得て、「書面調査」及び必要に応じ、「面接調査」又は「現地調査」を実施。

【調査結果の取扱い】

- ・ ガイドラインの趣旨や求める体制整備に反した実態が確認された場合は、「留意事項」として当該機関に通知・公表。
- ・ 問題が解消されないと判断される場合は、①管理条件の付与、②一部経費の制限、③配分の停止等の機関に対する是正措置を段階的に発動。
- ・ このほか、効果的・効率的な取組、他機関への波及効果が期待できる取組等についても調査結果報告として取りまとめ、広く情報発信。

【調査状況】

- ・ 一斉調査の第1報で不適切な経理が認められた約50機関のうち、18機関を対象に実施。また18機関すべてに対して面接調査を実施し、調査結果については文部科学省HPを通じて公表。

II. 研究者個人に対する罰則の強化等【平成24年度に各府省で内規を改正後、実施】

■ 不正者に対する府省共通の応募資格停止期間の厳罰化

- ・ 私的流用の厳罰化【現行:5年 → 10年】
- ・ 私的流用以外の厳罰化と適正運用【現行:最大4年 → 最大5年】
- ・ 研究(プロジェクト)代表者に対する管理責任義務の新設【最大2年】 など

III. 情報発信・共有化の促進【平成24年度実施】

■ 研究機関の管理責任者・実務担当者等に対する研修会の充実

- ・ 担当者の資質向上、各研究機関の課題や効果的・効率的な取組等の情報共有の場として、内容の充実を図るとともに、研究機関の特性に合わせた研修会の開催も予定。

〔開催実績:平成23年度 1カ所(東京) → 平成24年度: 全国8カ所 → 平成25年度: 全国10カ所(予定)〕
〔参加人数:平成23年度 1,400名 → 平成24年度: 5,300名〕

■ 各研究機関の情報共有を促進するため、運営・管理の仕組み、コンプライアンスへの取組等についての積極的な公表を要請

関係府省と連携し、研究環境の充実に向けた競争的資金の制度改革と一体的に推進しつつ、研究費不正使用の防止に向け、各研究機関の主体的な取組を促進